

参議院内閣委員会會議録第八号

平成二十六年十一月十一日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大島九州男君  
理事 石井 準一君  
上月 良祐君  
藤本 祐司君  
山下 芳生君

委員

上野 通子君  
岡田 直樹君  
岡田 広君  
岡田 祥肇君  
山本 昭子君  
世耕 弘成君  
松下 新平君  
山崎 力君  
相原久美子君  
芝 博一君  
蓮 勲君  
若松 謙維君  
井上 義行君  
浜田 和幸君  
山本 太郎君

國務大臣 有村 治子君  
内閣官房副長官 世耕 弘成君  
副大臣 二之湯 智君  
大臣政務官 竹谷とし子君  
財務大臣政務官 事務局側

常任委員会専門員  
政府参考人

藤田 昌三君  
山崎 重孝君  
笹島 登行君  
若生 俊彦君  
井上 利君  
古屋 浩明君  
丸山 淑夫君  
加藤 久喜君  
山本 達夫君

本日の會議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島九州男君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。  
政府参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。  
一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣

官房内閣審議官山崎重孝君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○委員長(大島九州男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大島九州男君) 一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。  
三案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言を願います。

○相原久美子君 おはようございます。民主党の相原久美子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の法改正でございますけれども、月例給について、一部の高位号俸を除いて引上げということのようですね、私は、非常勤職員についてお伺いしたいと思っております。

公務の世界には、国も非常勤職員の皆さんがいらっしゃると思います。今回のこの改正は非常勤職員にとつてはどのようになるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○國務大臣(有村治子君) おはようございます。相原委員の御質問にお答えいたします。

非常勤職員の給与につきましては、給与法第十二条第二項におきまして、「各庁の長、各省の大臣等でございますが、は、常勤の職員に給与の権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。」とござっております。これを受けて、人事院が非常勤職員の給与について、各府省に對し運用指針を發出されております。各府省において、人

事院の指針に基づいて適切な給与の支給がなされることにより、常勤職員の給与との権衡、バランスが図られるものと理解しております。

○相原久美子君 権衡を考慮する、非常に結構なことなんですけれども、お答えいただいたように予算の範囲内であるというものが私どもにとつてはちよつと不安の部分もあるんですね。もしこのままそれぞれのところで、予算がある意味ちよつと厳しいなというふうな状況で、もしこれが実行されないということになりますと、非常に格差が拡大していくということになりかねませんものから、是非その辺につきましましては大臣の方から、しつかりとそれぞれの省庁で均衡を確保するようにという要請もお願いしたいと思っております。

そして、今回は一般職につきましましては一時金についても改定がございます。そこで、国の非常勤についてもお伺いしたいのですが、まずこの非常勤職員については給与のほかにどのような手当が支払われているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(古屋浩明君) お答えいたします。期間業務職員等の非常勤職員に支給される諸手当につきましては、人事院が各府省に發出した指針におきまして、通勤手当に相當する給与を支給すること、また相当長期にわたつて勤務する非常勤職員に對しては、期末手当に相當する給与を勤務期間等を考慮の上支給するよう努めることとしております。

その他の手当に相當する給与につきましても、非常勤職員の職務内容、勤務実績等に依りまして各府省において支給することとなります。

○相原久美子君 そこで、お伺いしたいと思います。今回、一般職につきましましては一時金が〇・一五月引上げで、勤勉手当に配分するということがなっております。総支給額三・九五月ですから、

これが四・一〇月。しかし、内閣総理大臣等についても同様の引上げとなっております。内閣総理大臣等は勤勉手当が支給されていず、年間の支給額は二・九五月でした。

では、非常勤職員はこの一時金について同様に期末手当の部分に上乘せられた形で支給がされるのか、その点につきましてお答えをお願いしたいと思います。

○政府参考人(古屋浩明君) 今方申し述べましたとおり、期間業務職員等の非常勤職員に対する期末手当に相当する給与というところにつきまして、常勤の職員の給与との権衡を考慮して支給することということにしておりまして、その指針におきましては、相当長期にわたつて勤務する非常勤職員に対して期末手当に相当する給与を勤務期間等を考慮の上支給するよう努めることとしておりまして、各府省におきまして当該指針を踏まえ予算の確保に努めるなど、非常勤職員の期末手当の改善に努めているというところでございます。

○相原久美子君 大臣、今聞いていらつしやうかと思つておられるけれども、やはりこれも予算の範囲内、先ほどお願ひいたしましたけれども、しっかりと権衡を考慮するという視点でよろしくお願ひしたいと思います。

特に、今回の安倍政権は、全ての女性が輝く社会、このように政策の第一目標として挙げていらつしやいます。また、大臣は女性活躍担当大臣でもあります。

ちよつと周辺の情報を取り入れていただきたいのですけれども、公務職場で働く非正規というのは、民間もそうなんですけれども、圧倒的に女性が多いんですね。そして、この女性の非正規の割合、かなり所得の格差がございます。そういう意味では、非常に厳しい状況、官製ワーキングプアというように言われている皆さんです。

人事院の給与改定の勧告、これももうしっかりと実施していただくというのほもちろんなんですけれども、格差の解消というのは、これ民間の方に一生懸命お願ひする前に、是非官の方から率先し

て改善を図るようにお願ひしたいなと思つたのですが、まあ所管も違うでしょうけれども、女性の活躍担当大臣としていかががお考えか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(有村治子君) 相原委員の問題意識は、とても重要な観点だと私も認識をしております。思いを同じくいたします。

非常勤職員の基本となる給与につきましては、その適正な支給のために、平成二十年八月に、人事院から各府省に対して運用指針が发出されています。当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の給与とのバランス、均衡を考慮し、支給されることとされております。また、通勤手当や期末手当についても同じ通知で定められております。

非常勤職員の処遇につきましては、これまでも改善のために様々な措置が行われたものというふうに承知しておりますが、非常勤職員の処遇の確保は引き続き重要な課題でございます。現場に精通しておられる相原委員の御発言も踏まえ、私自身も引き続き問題意識を持って対応していきたいと考えております。

○相原久美子君 そもそも現在の国家公務員法では、非常勤職員について法律上明確に位置付けられていないんですね。それぞれの各府省で、ある意味、地方もそうなんですけれども、人件費計上がなくて物件費の扱いになっていたりとか、そういう状況があるわけですね。

労働契約法では、不合理な労働条件の相違が禁止されております。そして、パートタイム労働法は、パートタイム労働者の差別的取扱いを禁止しております。公務の世界においては、この二法とも適用除外という形になつてはいるんですね。

ただ、私は思うんですね。国民に対する透明性と納得性を高めるためには、国家公務員法にきちつと明確に位置付けて、関係法令ですとか規則を適用することを検討すべきではないかと思つたのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(有村治子君) 国の非常勤職員の処遇

などにつきましては、国家公務員法などに基づく人事院規則等において、定義や任免や勤務時間等具体的な取扱いを規定してございます。

国の非常勤職員については、審議会の委員やハローワークの相談員、事務補助職員、統計調査職員など、非常に多種多様なものがございまして。これらの処遇等を法律で定めることにはなじまない面があると現在のところ考えております。

非常勤職員については、平成二十二年に人事院規則を改正し、その日限りの職務権限という日々雇用職員制度を廃止し期間業務職員制度を新設するなど適宜改善がなされているところでございまして、引き続き、人事院とも連携して、各府省に対して非常勤職員に関する制度の適切な運用を促したいと考えております。

○相原久美子君 法律になじまない、私、そこが疑問なんです。国民の皆さんに本当に必要な人件費計上をして透明性を持たせろということが必要なのではないかと私も思つておりますし、是非、今後につきましても、また更にこういうことについての議論をさせていただきたいなと思つております。よろしくお願ひいたします。

次に、給与制度の総合的見直しについて伺いたいと思ひます。

今回示されたものは、地域間、世代間の給与配分の見直しということで平均二%引下げ、それを地域手当に反映するものと理解してあります。今回の地域手当支給範囲の見直しについて、基本的にまずは全国共通俸給表水準を平均二%引き下げ、そして地域手当の支給地域、支給割合の見直しを図る。

これは実は、地域手当というのは全体に引き上げる傾向があるんですね。ただ、衆議院の方でも指摘がされておりましたけど、現在六%支給地の仙台を始め宇都宮とか川越、その辺は現行水準のまま。そうすると、結果的にはこの方たちについては二%引下げ、非支給地域もあるようですから、結果、同じ業務に就いていても最大で二二%

の賃金格差が生まれることになりまして。少なくとも、民間であつて単一企業では二〇%を超える給与の格差は極めてまれであると思ひます。これでは、地方で働く職員のモチベーションも下がると思ひますし、ますます職を求める人の東京集中になるのではないかと思つたのですけれども、いかがお考えでしょうか。

そして、先ほど非常勤職員について、その状況に合わせてということでしたけれども、地域手当、これが含まれるところもあるのではないかと思つたのですが、そこについてもちよつとお伺ひしたいのと、そもそも地域手当の支給根拠というのは何なんだろうと、私疑問に思つたものですから、それについてもお答えをいただければと思ひます。

○政府参考人(古屋浩明君) 何点かございまして、地域手当の支給根拠ということでございますが、地域手当に関しましては、一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三に基づき支給される手当ということでございます。全国一律に定められる俸給表、これを補充しまして、地域の民間給与の水準をより的確に反映させるため、民間賃金が高い地域に勤務する職員に対して支給する手当でございます。

○政府参考人(笹島善行君) 地域手当の性格は、ただいま話があつたところでございまして、地域ごとの民間給与水準をより的確に公務員給与に反映させることが公務員給与に対する国民からの理解を得る上でも重要であるという考えに立つて改正を行うものでございます。

国家公務員というのは、全国で同一水準の行政サービスを提供しなきゃいけないということも事実であります。また、全国でいろいろな人事を行つていただきますので、円滑な人事管理が必要であるということもそのとおりだろうと思ひますし、それから、同じ公務に携わる職員間の納得性の観点なども重要だろうと思ひます。

国家公務員というのは、全国で同一水準の行政サービスを提供しなきゃいけないということも事実であります。また、全国でいろいろな人事を行つていただきますので、円滑な人事管理が必要であるということもそのとおりだろうと思ひますし、それから、同じ公務に携わる職員間の納得性の観点なども重要だろうと思ひます。

そういう意味では、地域手当については、もちろんその地域によつての民間の賃金というのは差があることは事実でありますけれども、それは一定の限界があるということで、先ほど委員がおっしゃいましたが、今回の見直しにおきましても、これらの要素を総合的に勘案しまして、最も高い東京特別区の支給割合と非支給地の割合を二〇%としたものというふうな承知しております。

全体的に二%下がるところもあるし、東京は一八から二〇に上がるところでありますけれども、実際に法律が施行された後の地域手当という観点からの差というのは、非支給地とそれから一番支給される東京との差というのは二〇%にとどまっておりますことを御理解いただければと思ひます。

○相原久美子君 私、北海道の出身なんです。ここにそれぞれの各地方からの皆さんがいらつしやるかと思つていただいても。

実は、私、東京で暮らすようになって非常に感ずますことは、住居費は結構やはり高いです。ね。ただ、東京というのは、交通網も非常に整備されている、そして病院等々の各種施設も比較的現場にある、そして何よりも衣とか食とかといひますと結構選択肢があるんですよ。私の出身の北海道なんかですと離島もあります。そして、これがまた子供が大学行こうと思つてもなかなか地場のところではそれほど選択できる範囲がない、仕送りをしなきゃならない。そうしますと、生計費というのとは大都市とだけだけ差があるのかなと思ひますと、生計費ではむしろ地方の方が掛かるのではないかなと思つておられます。この地域手当との差を言いますと、二〇%以上の賃金差というのには、私は納得できるものではないのではないかと。

そういう意味で、この地方全体の生計費、こういうものも民間の賃金較差というだけではなく考慮に入れるべきなのではないかと思つたのです。が、それについていかがお考えでしょう。

○政府参考人(笹島善行君) お答え申し上げます。

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給するとされておるところでございます。生計費の観点から申し上げますと、国家公務員法におきまして、給与を決定する際に考慮すべき事項の一つとして生計費というものを定めておりました。人事院勧告に当たつての参考資料として活用されておるところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、今回の給与制度の総合的見直しにおきましては、国民の理解を得る観点から地域ごとの民間給与水準をより的確に公務員給与に反映させることとしておるところでございます。民間におきましても、給与決定に当たりましては生計費等様々な要素が勘案されておるところでございます。この地域の民間賃金水準には地域の生計費も反映されておるところであります。全体として生計費も考慮されたものであるというふうな理解していただいております。

○相原久美子君 更間になりましてけれども、今回の勧告、地方六団体も、地方と都市間の公務員給与水準に格差拡大が生じるばかりではなく、特に地方は公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所が多い、ですから、官民共に地域間格差が拡大するのではないかと懸念も示しているわけですね。そしてまた、国が示している地域手当の基準というのは、隣接市町村で格差が拡大して、人材確保の点からも問題があるというように指摘をされているわけですね。

国家公務員にしても地方公務員にしても、先ほどお話しになりましたように、全国どこでも良質な行政サービス、これを提供していくという役割があるわけですね。そのために私は労働条件は適切でなければならぬと考へますし、まして、近年のように、結構、東日本大震災、暴風雨による大型災害、そして先日の御嶽山の噴火、これらに対応するような、やはり非常に大変な職務に就いて

いらつしやる方たちが多いわけですね。ですから、先ほど来おっしゃつておりますように、人事院規則にかか公務員法にかかということではなくて、もうそろそろ公務員給与のあるべき姿というものを、しっかりと社会的合意を確保していくということが重要ではないかと思つたのです。が、いかがでしょうか。

○国務大臣(有村治子君) 給与制度の総合的見直しは、地域ごとの民間給与水準をより的確に公務員給与にも反映させるという観点から、地域手当の見直し等を行うものでございます。その中でも、民間賃金の変動に伴つて地域手当の支給割合の区分が変更されることについては、給与水準が大幅に変動しないように配慮しております。例えば引下げの場合にも、二級地から四級地のように、一段階というところで激変緩和を図つております。人材確保の影響などを考慮して、初任給に係る号俸等については引下げを行わない、若手の登用ということでも一定の配慮を行つてございまして。

社会的に合意されることが大事だという委員の御指摘は、本当に私もそのとおりだと思つておると思ひます。繰り返して恐縮ですが、公務員給与については、民間に準拠するということによって、公務員給与に対する主権者たる国民の皆さんからの理解を得る上でもこれは重要なことだと、堅持をしたいと思つております。

また同時に、モチベーションという点も極めて大事な観点でございますが、被災地での支援も含めて、公務員の方々が担つていただいている、精力的に職務に当たつてくださっている公務員の皆さんの貢献ということが積極的に国民の皆さんに伝わるのが大事であり、私も機会を捉えて、その公務員、公僕としての皆さんの積極的果敢な貢献ということをたたえ、その実情を御紹介してまいりたいと思つておると思つております。

○相原久美子君 是非、地方六団体、この懸念の部分をしつかりと合意形成を図るような努力もし

ていただきたいと思ひます。次に、地方自治体で働く非常勤職員について伺いたいと思ひます。

地方自治体に働く非正規の職員数、そして正規との比率、職種、分かれれば男女の比率を総務省にお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(丸山淑夫君) 総務省が平成二十四年四月一日時点で行いました調査によりますと、地方自治体における臨時・非常勤職員の総数は約六十万人となつております。内訳でございますが、主な職種別の職員数でお答えいたします。一般事務職員が約十五万人、保育士等が約十万人、教員、講師が約八万人となつております。また、男女比についてでございますが、全体の約七四・二%が女性となつております。

○相原久美子君 実は私も地方自治体で非常勤職員として働いておりました。一部の現場の状況をちよつと御紹介したいと思ひます。過去にいろいろな総務大臣にもお話をしてきたのですが、実は今、自治体直営の保育所ですとか幼稚園とか、非常に非正規が多くなつてきておられます。昨日、ある自治体の職員の方とお話をしておりましたら、非正規と正規の割合が逆転したということございまして、もう七〇%近い非正規の職員がいるということのようでした。

この非正規の方たち、どんな状況に置かれておられるかと思ひますと、これは任用関係ということなものですから雇用契約の状況ではない。半年又は一年、これを繰り返して、雇用の継続をしていくわけですね。そうしますと、一年後に勤められたら、次が絶対的な保証がないわけですね。ですから、年度末には非常に不安を抱えている。でも、現場は、じゃ本当に人を入れ替えていくことができるのかと思ひますと、先ほど公務員部長がおっしゃいましたように、保育所等々では、やはり今保育士さん、有資格の方がなかなか仕事に就いてくれないという状況の中で、繰り返して任用をされておられます。そして、ここには国の非常勤と

違いまして諸手当支給に制限があります。ですから、恐らく平均値で言うと二百万円以下の年収なんだらうと思います。

以前報道された実例を紹介させていただきますと、十四年度の保育士さん、形式上の採用は六か月ごとの臨時。この間は、正規を含めて三人で回している。フルタイムで働きましても月給は十八万円。諸手当がないことから年収は二百万円以下。このような状況は保育士さんに限らず、恐らく図書館の司書さんであったりとか学童の保育指導員とか看護師さん、先ほど私がお話ししましたように、圧倒的に女性が多いですね。

そこでお伺いしたいんですけども、先ほど来指摘していただきますように、安倍総理は、全ての女性が輝く社会、これをうたうた、今回も女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を提出されております。その政策と照らし合わせて、今お話ししましたような現状をどう見られているのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(二之湯智君) お答えいたします。

今日、地方自治体はいろいろな行政サービスに対応していかなくやならぬということは事実でありますし、一方、いろいろな働き方の方もいらつしやいます。そのニーズにも応えていかなくやならぬということとはまたあるわけでございます。しかし、より良い行政運営のために、正規職員や臨時、非常勤職員といった様々な任用、勤務形態を組み合わせるなどの工夫を重ねているものと私は理解をしております。

いわゆる自治体のニーズと働く人のニーズが一致すると、こういうことでございますけれども、臨時、非常勤職員の報酬については、地方公務員法二十四条の一項に職務給の原則といったものがございまして、その職務の内容と責任に応じて適切に反映、決定されるものと理解をしております。各地方自治体においては、この職務給の原則に基づいて、具体的な職務の内容等に依りてそれぞれの自治体の責任で適切に判断をしていくものと思っております。

○相原久美子君 住民のニーズとおつしやいませ。そして、住民のニーズに合わせた形で適切に使われているというようにお話ししていただきたくれども、実は私も十数年自治体におりました非常に感じますのは、要は、私も公務員を増やせと言っているわけではございません。ただ、少なくとも、どんだんどんだん人員削減の計画を押し付けられて、そして、でも地方では住民のニーズは拡大してきています。そういう中で職員数を削つていった結果、先ほど実例で挙げましたように、保育士さん、決して臨時で短期の人をという住民のニーズではありませぬよ。やむを得ず、自治体はもうお金もないしというような中で、臨時、非常勤というものがどんだん増えていっているということなんですね。

私は今回の、全ての女性が輝くというあの安倍総理の言葉、これを本当に実行していただくためにはこういうところに光を当てていかなくやれば駄目だと思っております。もう既に非正規と言われの人たちが四割に近い状況になっていて、そしてなおかつ、その部分では圧倒的に女性であるということをしつかりと現実の問題として受け止めていただくということが必要なんだと思っております。

今回の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、これ、今自治体の非正規の部分だけ見ても、ここに光を当てないということになりますと、結果的には、女性が輝くというのは正規の社員、正規の職員の女性だけが輝くと、そういう状況になるのではありませぬか。

是非、担当大臣として所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(有村治子君) 相原委員御指摘のように、地方公共団体の臨時、非常勤職員の皆さんの現状については、その処遇をめぐって様々な議論があることは承知しております。委員御言及いただきました保育の世界一つを見ても、やはり親御さんのニーズ、社会のニーズが多様化し、また一つ一つが複雑化して関連しているということも私自身も現場に行つて痛感をいたします。

同時に、この問題の所管、地方自治体の職員のことについては所管が総務省でいらつしやいませ。私からの答弁が果たして適切かどうかというところは判断が分かれるところでございますけれども、地方公共団体の臨時、非常勤職員についても、先ほど総務省の副大臣から御答弁がございましたとおり、総務省からの通知も踏まえていただきながら、各地方公共団体において適切に対応していただくことが重要だと、所管外でございますのでこのように申し上げますが、やはり今回の女性の活躍法案におきましても、地方自治体にも女性の登用ということで数値、定量的な目標を出していただくという法案を出してございます。そういう意味では、双方の取組ということが相乗効果が狙えるように私も図つていきたいというふうに考えております。

○相原久美子君 所管の違いはあると思っております。ただ、私がお伺いしたのは、女性の担当大臣としてこういう状況をどうお考えになるか、まして今回は政権が全ての女性が輝くというフレーズで打ち出しているわけですから、是非そこところは縦の部分だけではなく横の連携しつかりと図りながら、女性が本当に輝ける社会をつくるようにお願いをしたいと思っております。

東日本大震災における被災地の人員不足についてお伺いしたいと思います。

震災後に総務省が被災地の要請に従いまして地方公共団体に支援を要請してきた、そしてマッチング作業を進めてきたということは認めます。派遣の要請も、当初は復旧のためや住民の健康等に關する職員の不足が指摘されていたわけですね。当初ですと、下水道の整備ですとか、そういう部分にどのような要請等々がありましたけれども、今自治体の皆さんにお伺いしますと、復興事業の本格化に伴いまして、土木職ですとか用地買収、固定資産に關する一般的な職員の人員不足が深刻だというふうにお伺いしております。しかしながら、地財計画の計画人員というものは、全国的にピーク時、一九九三年からほぼ毎年

減少してきております。どこの自治体も慢性的な人員不足に陥つてきているのは各自自治体の首長からお伺いをいたします。まして、二〇一二年年度以降の三年間、地財計画の計画人員は減少を続けてきております。これでは、要請を受けた自治体も職員派遣をしようにも応えられないというのが現状だらうと思つております。

総務省としてこのような状況をどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(二之湯智君) 今、相原委員御指摘のことを私もよく認識をしておりますのでございませぬ。

現在、復興以来今日まで八万七千人以上の方が全国各自自治体から支援に入つていただいて、現在は二千二百二十九人が被災地の自治体で働いていただいているわけでございます。

御案内のとおり、当初のいわゆる必要な職員の職種が、今日、復興事業に変わつてきて、建築・土木関係の職員が非常に不足しておるといふことも承知をいたしておりますのでございまして、現在、被災地の市町村から千五百八十八人の人員を要請があるわけでございますけれども、千二百六十二人、充足率八三・七％の状態ですとまっておりますのでございませぬ。

したがしまして、総務省といたしましては、さらにまた全国の自治体に職員の派遣の要請、あるいは一度役所を辞められた方の、OBをお願いするとか、あるいは民間企業にもお願いをするとか、そういうことでできるだけ被災地の自治体の要望に応えられるように一生懸命努力をしておりますのでございませぬ。

○相原久美子君 これ、被災地の部分に限るわけではないと思つてございませぬ。六月の五日、地方財政審議会がまとめた意見でございませぬ、これまでと同じように地方公務員の削減をすることは困難となつてきていると指摘されております。まずは地財計画の計画人員の増加を図るなど、具体的に手を打つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、安倍政権が目玉政策に挙げます地方創生ですとか輝く女性の観点から考えましても、私はやはり、社会的投資の観点から、自治体が積極的に地域雇用の受皿になるということもある意味必要なのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(丸山淑夫君) 地方公務員の定員の関係でございますけれども、地方財政非常に厳しい中で、地方それぞれの地域の住民サービスの充実を図るという観点から、様々な行政改革の努力をしながら、定数管理、各自治体において適正に行われているということでございます。

先生御指摘のとおり、ここ十九年近くにわたりまして、地方公共団体の定員については減少傾向にございますけれども、ただ、全体としての数が減少しているということではございませんで、職ごとに住民ニーズを的確に反映して、その担当される業務にめり張りを利用させながら、全体として適切に業務を果たせるように工夫をさせていただいているということでございます。

先ほど、非常勤職員の問題につきましても御指摘がございましたけれども、正規職員また非正規職員、いずれにいたしましても、それぞれの職場において住民ニーズに的確に対応できるように、またその働きに応じた適正な対価が得られるよう、法令に基づきまして、私ども、適切に行われるよう各自自治体に向けて指導してまいります。

○相原久美子君 是非、その職に見合う形の適正な単価とおっしゃいました、そこをしっかりとやはり確立していただきたいと思います。特別職の給与についてちよつとお伺いしたかったのですが、時間がないものですから、先に夕張市についてちよつとお伺いしたいと思っております。

財政再生計画下にある夕張市の状況でございますけれども、市長や職員の皆さんから、若手、中堅の中途退職がとどまらない、行政執行体制の維持確保が最重要課題になっているというふう

何っております。

夕張市の現状は、二〇〇六年の財政破綻以降の八年間で職員体制を半減以下とし、さらに給与も最大三〇％カットを行い、人件費のみで約八十億円削減を果たしてまいりましたが、これはある意味職員にとつては将来展望が見えないという状況になってきているのですから、なかなか中途退職がとどまらない。これ、職員の皆さんも、ある意味残ってほしいとは思いつつも、でも、その人たちの生活考えた場合になかなか止めることができないのだという、本当に苦しさを語っていたいただきました。

現在の夕張市は総職員数百二十二人となっておりますけれども、実情は、東京ですとか道内外の自治体から一、二年の派遣二十一人を含めて行政サービスをこなしております。しかし、先ほど来お話ししておりますように、各地方自治体も相当厳しい状況になってきているものですから、この派遣もそろそろ限界にきているのではないかと。

財政再生計画における職員数は、全国の市町村から人口規模が同程度である自治体の最少人員を基本としておりますけれども、住民サービスの需要や行政面積を勘案することのない人員削減ありきでは無理があるのではないかと感じております。まして、これから北海道夕張は大雪に見舞われる状況にございます。業務内容も、相当また幅広の多岐にわたる業務が出てくるだろうと思っております。

今こそ、再生計画終了後を見越した職員採用並びに職員が未来に展望の持てるような処遇等々を示して、そして、少なくとも中途退職これ以上増やさないというような方向性が必要なのではないかと思っておりますが、どうお考えでしょうか。○副大臣(二之湯智君) 夕張市の現状につきましては私も大変心配をいたしております。

平成二十年七月に、私は総務大臣政務官を務めたときに夕張市を訪れました。いろいろと市の職員の皆さん方と意見交換しまして、非常に厳しい給与カットなんかを受け入れて、なおかつ、この

町を一生懸命頑張つて再生しようというその職員に心を打たれました。私も、貧者の一灯でございますけれども、夕張市の特別市民としてふるさと納税をさせていただいておるところでございます。

先日鈴木市長が参りまして、そしていろいろとお話を伺いました。私の月給は手取り二十五万円ですと、そして、家内が働いてもらっているから何とか市長としての体面を保つ生活ができておりますと、こういうお話でございました。東京へ陳情に来る、そういう出張旅費すら私はありませんと、こういうことでして、何とかこれしなればならない。特に、人口一万を切りましたけれども、そこには子供たちがいるわけですね。小学校も中学校も一校にいたしました。何とかこれ、子供たちだけでも将来に夢と希望を持てる夕張にしなければならぬという、こういう鈴木市長の熱い思いにまた再びこの私も感動したわけでございます。

国としても、当初の破綻したときからかなりの財政支援もさせていただいておりますけれども、これからは夕張市が、これは今の市長と理事者に責任があるわけじゃありません。職員に責任があるわけではございませんので、夕張市も一つの地方自治体として再生できるように、国としてもできるだけ努力をしていかなきゃならぬと、このような認識を持っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。すぐにどうこうというのには非常にやはり難しいと思えます。ですから、再建計画の中で将来はどうなるのだというところが見える形にしたいだけけると、職員の方たちも少なからず展望も持てる、そして住民の方たちもやはり安心してそこで生活ができるのではないかと感じております。

北海道ですから、人口が同じような一万人といつても、行政範囲は相当広い形になります。それと、ちよつと比べちゃいけないでしょうけれども、産炭地といつても九州の産炭地とはまた違う状況にございます。その意味では、地形的な問

題、そして何よりも本当に安心して暮らせるということをつくっていくのが行政の責任だと思いたすので、そこは総務省としてもしっかりと応援をしていただければと思いますし、地域創生の観点からも、石破大臣にも私また質問をさせていた。きたいたいと思うのですが、やはりしっかりと、地方が本当に未来に展望が持てるというつくりを是非国を挙げてお願いしたいということ、要請がたくさんになりましたけれども、これで質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。○若松謙維君 公明党の若松謙維です。給与三法につきましてお尋ねをさせていただきませんが、私の問題意識は、いわゆるデフレという、今、アベノミクスで何とか成長軌道に乗せなかつたといけない、また併せて財政赤字下でいろいろと行革もしなければいけない、そういう中で今回の給与法、給与の改正となるわけでありまして、

ということで、やはりいつまでもこの給与を我慢すればいいということではデフレ脱却にはならないと、そういうことでありながら、やはり財政赤字は大変厳しい状況にあると。こういう中で、今回の行政職俸給表(一)でありますけれども、民間給与との比較で結果的には平均〇・三％の引上げ改定を行っている。特に若い人たちに對する手厚い、厚いというのは私も大変いいことだと思っております。

しかし、国の財政赤字という状況を踏まえれば、民間のいわゆる比較対象企業、やはりこの赤字というところに重視した評価にすべきではないかというのが私の持論なんですけれども、いかがでしょうか。○政府参考人(古屋浩明君) 給与助告は、憲法二十八条によつて保障されました労働基本権が制約されていることの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものでございます。

給与助告では、国家公務員給与を赤字企業に限

ることなく広く民間企業全体の従業員の給与に合  
わせていくということによりまして、労働基本権  
が制約されている国家公務員について適正な給与  
水準が確保されることとなるものというふうにか  
考えているところでございます。

○若松謙維君 それは分かるんですが、いわゆる  
企業業績に開きなく、標準事業所を選定して  
おきまして、赤字企業や民事再生法等が適用中の企  
業でありまして、従業員を雇用して給与が支払  
われている場合には調査の対象としているところ  
でございます。

○若松謙維君 それは分かるんですが、いわゆる  
企業業績に開きなく、標準事業所を選定して  
おきまして、赤字企業や民事再生法等が適用中の企  
業でありまして、従業員を雇用して給与が支払  
われている場合には調査の対象としているところ  
でございます。

そのために、特にいわゆる経営者責任というの  
が民間企業の再生の現場ではあるわけで、私も  
ずつとこの十年間、事業再生、今でもいろいろと  
アドバイスをさせていただいております。そうい  
う中、この経営者のいわゆる責任というのは、も  
うはつきり言つて従来いただいている報酬の半分  
以下なんです。ということで、みんなが、従業  
員の皆さんが、じゃ頑張ろうということでもその会  
社は再生していくわけであります。

今回、いわゆる特定職俸給表ですか、というこ  
とは若干下がっておりますけれども、私たち国会  
議員の実は給料も最近二割カットが戻りました。  
これも大きなデフレ脱却という観点からは必要で  
あろうかと思えますけれども、私自身は、本当に  
いいのかなと、戻していいのかなというふうにし  
じくじたる思いで考えているところであります。  
やはり特に指定職俸給表の方々というふうに  
しよつかね、やつぱりもつと経営者責任というの  
をしよつかねと反映したものにすべきではないかと

○政府参考人(土屋浩明君) 今御指摘の指定職俸  
給表の給与でございますが、これは従来から、民  
間企業の役員報酬を参考としながら、行政職俸給  
表(一)の改定状況との均衡等を考慮しながら行うと  
いうことを基本にしてきていたところでございま  
す。

本年におきましては、民間企業の役員報酬とは  
相当の乖離があるということではあります。行政  
職俸給表(一)十級の改定状況というのを勘案しま  
して、今回は月額改定は行わないことが適当とい  
うふうに判断したところでございます。

○若松謙維君 人事院の方はやつぱり行政、役人  
でありますので、期待したとおりの答えてござい  
ます。

そこで、有村大臣にお伺いしますが、やはり政  
治家として、これだけ財政赤字、だけどもデフレ脱  
却しなければいけない非常に難しい中で、いずれ  
はデフレ脱却やると、当然、民間の方々、ま  
た若い方々は給与が上がって来ると。そういう中  
でも、すぐにやはり財政赤字はしよつかり削減する  
という意思を示すためにも、例えば国会議員とか  
指定職とかはもつとしよつかりと、赤字という、そ  
ういふ本当に再建に努力しているところに合わせ  
るべきではないかと思つてございまして、政治家とし  
ての御所見はいかがでございましょうか。

○国務大臣(有村治子君) 若松委員御指摘のと  
おり、大事なポイントが、公務員給与に關して主権  
者たる国民の皆さんから理解や支持を得られるよ  
うに努めているかどうか、また、その説明責任  
を、しよつかりとアカウンタビリティーを負えるか  
どうかということが常に一番大事なことの一つだ  
というふうにしてございまして。

公務員の給与につきましては、人事院勧告に基  
づいて民間企業従業員の給与と均衡させることと  
いうことを基本にして、この姿勢は堅持すべ  
きだと私も思つております。今回の人事院勧告も  
一万二千四百事業所に対して調査を掛け、また適  
切な回答を得られた箇所も一万事業所等を超える

というふうな理解をしております。

そういう意味では、若松委員が御提案されまし  
た赤字企業との比較を行うべきではないかという  
御指摘でございますが、赤字、黒字にかかわら  
ず、人事院における官民比較では幅広い企業を対  
象に、一万を超える企業を対象に調査を行つて、  
また回答も正確に把握しているということござい  
ますから、私は国民の皆さんの理解を得るとい  
う観点から、この比較の方法は現在妥当だとい  
う判断をいたしております。

また、従来から給与関係協議会において、こ  
の国家公務員の給与についてのいろいろな観点か  
らの指摘がございました。今年も、先般、私自身  
も参画をさせていただきまして、労働基本権が  
制約される、その代償措置としての人事院勧告制  
度の尊重をすべしということでも私も発言をいた  
しました。また、財務大臣からも、人事院勧告の実  
施によつて国の財政にどのような影響があるとい  
うふうにお考えなのかという考えの開陳がござい  
まして、また、経済財政担当大臣からも、雇用や  
所得の状況、また経済状況に対するインパクトと  
いうことの言及もございました。そして、最終的  
に、この給与関係協議会を経て、人事院勧告ど  
おりに給与改定を実施することが妥当と会議とし  
ても結論をいたしましたので、その方針を閣議決  
定いたしましたという経過がございまして。

○若松謙維君 その上で、ちよつと追加質問です  
けど、有村大臣、いわゆる指定職、特別職、先ほ  
ど言いましたように、結局、今回消費税上がりま  
した、当然その分財政赤字は減ります、だけれど  
も、本当に日本の財政赤字は良くなつていくのか  
というやはり国民の不安もあるから、やはり今消  
費が回復しないというふうには私が見ておりませ  
う。そうすると、本当にこういうデフレ脱却しな  
くちやいけない、消費税も上げなくちやいけない  
という中で、財政赤字を減らすんだというところの  
政府としてのやはり意思表示をどこにするのか  
と、これは大事でありますので、私は、指定職若  
しくは特別職についてはもつと、先ほど赤字企業

とか本当にそういう再建をやつているところを反  
映すべきではないかと、それなくして国民が安心  
して消費が回復すると、消費に戻つてくるという  
ことはあり得ないんじゃないかと思つてござい  
ます。政治家としていかがでございましょうか。

○国務大臣(有村治子君) 若松委員の真摯な問題  
意識は共有するところも、共感するところもござ  
います。

同時に、担当の大臣として御報告申し上げな  
ければならないのは、指定職、特別職という御言  
がございましたけれども、それは政治家、国会議  
員がそのような任に就くということを想像されが  
ちなんですが、それだけではないことを、例えば外  
官とか、一般職から上がつて特別職になつた方々  
の処遇を一般職より下るわけにはいかないとい  
う、そういう政治家以外の登用もあるということ  
を考えると、これも軽々にはちよつと申し上げら  
れないところもあるという制約も御報告させて  
いただきたいと思います。

ただ、現下の経済状況に鑑みて、引き続き、主  
権者たる国民の皆さんの納税によるその効果的な  
使い方ということは常に直視していかなければな  
らないし、その効果的な投資という効果があるか  
どうかということも国民の皆さんに報告責任を負  
うというふうな考えでございまして。

○若松謙維君 ちよつと時間の関係でこれでやめ  
ますけれども、私は、もう特別職、指定職、一般  
よりも下げてほしいと思つております。それが経営  
者責任だと思つております。まあ、これは次の機  
会でもまたさせていただきます。

もう一つ実は質問通告しているのが、さきの通  
常国会で、いわゆる法案の資料作成のミスがあり  
まして、大変な混乱があつたわけであります。こ  
れも業務増加とか人員不足による超過勤務が原因  
だということも考えられます。